

文化会館の非常用自家発電機を修繕

○文化会館／維持修繕費 550万円

（概要） 文化会館の非常用自家発電機の定期点検にて故障が判明したもので、消防法・建築基準法で設置が義務付けられている設備であり、停電時に消火設備などに電力を供給する必要があるため、早急に修繕工事を実施するもの。また、修繕が完了するまでの間、開館するために必要な代替発電機のレンタルに係る経費を計上するもの。

質疑 非常用自家発電機の定期点検はどのくらいの頻度で行っているのか。また、修繕後はどのくらいの期間、稼働できる見込みか。

答弁 定期点検は、委託業者が年2回行っており、稼働点検も行っている。また、電気保安業者による点検も3カ月に1回あり、そのうち1回は稼働点検を行っている。それ以外にも、文化振興課の職員が、月1回、目視の点検を行っている。
今後については、令和4年度から文化会館の大規模改修を予定しており、発電機もエンジン本体のオーバーホールを予定している。このため、具体的に何年とは言えないが、それ相応に稼働を続けられると考えている。



文化会館の非常用自家発電機

学校における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

○感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 560万円

（概要） 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、児童および生徒の学びの保障に必要な保健衛生用品や教職員の研修に必要な書籍などを購入するもの。

質疑 保健衛生用品購入費および学校用備品購入費は、各学校の裁量で使用することができるのか。また、購入できる物品に制限はあるのか。

答弁 保健衛生用品および学校用備品は、各学校の校長の裁量で購入することになる。補正予算の可決後、各学校に聞き取りを行い必要なものを把握する。
また、購入する物品については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策という目的であれば、制限は設けられていない。



スポットクーラー



調理場卓上大型扇風機